

令和 7（2025）年度栃木県相談支援従事者主任研修実施要領

1 目的

相談支援従事者主任研修は、相談支援従事者主任研修事業実施要綱（平成 31 年 3 月 28 日障発 0328 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定められた研修であり、地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を向上させ、困難事例に対する支援方法について修得するとともに、地域の相談支援体制において、地域課題についての協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど中核的な役割を果たす者（主任相談支援専門員）を養成することを目的としています。

2 実施主体

栃木県、栃木県自立支援協議会相談支援部会研修ワーキンググループ

3 受講対象者

以下のア～エをすべて満たす者

ア 栃木県内に所在する事業所に所属し、障害者等への相談支援業務に関し十分な知識と経験を有する相談支援専門員である者

イ 相談支援従事者現任研修を修了後、相談支援専門員として地域相談支援事業所等又は地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業若しくは基幹相談支援センターにおいて従事した期間が、通算して 3 年（36 ヶ月）以上である者（地域相談支援事業所等の管理者として兼務した期間も算定できるものとする。）

ウ 利用者の自立支援に資する相談支援が実践できていると認められる者

エ 以下のいずれかの要件を満たす者

a 基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する地域相談支援事業所等において現に相談支援に関する指導的役割を担っていること

b 栃木県における相談支援従事者研修又はサービス管理責任者等研修において講師等として携わっていること

4 定員 50 名

5 研修日程

令和 7（2025）年 11 月 27 日（木）～28 日（金）、12 月 2 日（火）～4 日（木）

（相談支援従事者主任研標準カリキュラム 30 時間相当）

6 実施会場

栃木県河内庁舎中会議室（〒321-0974 宇都宮市竹林町 1030-2）

7 研修プログラム

別紙「令和 7（2025）年度 栃木県相談支援従事者主任研修プログラム」のとおり

8 申込方法

- (1) 受講希望者は、様式1「受講申込書」及び様式2「承諾書」を作成し、令和7(2025)年8月29日(金)(必着)までに事業所所在の市町に御提出ください。
- (2) 市町は、様式3「受講者推薦書」を作成の上、様式1、様式2及び様式3の原本を令和7(2025)年9月16日(火)(必着)までに栃木県障害者総合相談所へ御提出ください。

9 受講決定

障害者総合相談所から受講申込者宛て、令和7(2025)年10月中旬頃(予定)に受講の可否について通知します。
なお、受講決定については、地域での主任相談支援専門員の配置状況及び市町推薦の優先順位を勘案して決定します。

10 事前課題 研修で使用する事前課題については、別途通知します。

11 修了証書の交付 本研修の全課程を修了した者に対し、「修了証書」を交付します。

12 研修に係る経費 10,000円 (受講決定通知時に納入通知書を送付します。)

※受講料納入後の受講者側の理由によるキャンセルにつきましては、返金いたしかねますので、御了承ください。

13 問合せ先

障害者総合相談所 知的障害支援課 牛久保・大谷・星
TEL : 028 (611) 1208 FAX : 028 (623) 7255